養を與へねばならんと勞働代表側は奮闘致しましたが結局骨抜となつたのは私共の殘念とする所であります。夫れから今年勞働代表が非常に力を入れたのは團結權の問題で之は第一回國際勞働會議で加盟國は勞働者の團結權は自由に認める事を約束したのであるから參加國は自分の國で勞働者が組合を創る事は自由に許すと約束したに拘らず日本に於ては團結權の自由を與へて居ない。能く警察官は日本に於ては勞働組合を禁止する法律はない又憲法上勞働組合を認めて居る。結社の自由を認めて居ると云ひますが之は三百代言的な云ひ分けであります。

事實に於て警察は勞働者を壓迫して居る、我々は勞働組合を作る自由があり又組合を作つた以上勞働組合の本質はストライキを造る事である。ストライキ權が勞働組合にないならば勞働組合の價値はない勞働組合の使命は階級鬪爭であり賃銀値上、勞働時間短縮等に就て事業主に要求するのは背後に大きな組合の力がある

財團法人協調會大阪支所